

**TAC** 弁理士講座

令和 7 年度

# 論文式試験模範答案例

—意匠法—

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

## ■意匠法

1. 【問題I】設問(1)
  - ・3条1項各号の拒絶理由と新規性喪失の例外及びパリ条約による優先権主張についての理解を問う。
2. 【問題I】設問(2)
  - ・3条1項各号の拒絶理由と関連意匠制度についての理解を問う。
3. 【問題I】設問(3)
  - ・26条1項の利用及び真正品の輸入に対する意匠権の行使についての理解を問う。
4. 【問題II】設問(1)
  - ・無効理由（48条1項3号）の抗弁、先使用による通常実施権についての理解を問う。
5. 【問題II】設問(2)
  - ・関連意匠の意匠権の移転とその特例についての理解を問う。

## ■令和7年度 論文式試験 模範答案例【意匠法】

### 【問題 I】設問(1)について

#### 1. 公知意匠との関係で生じる拒絶理由について

(1) 意匠イは、我が国の出願前に甲によりX国の展示会に出品されており、3条1項

1号の意匠に該当する(17条1号)。(2)意匠イに類似する意匠ハが甲によりウェブ

サイトを通じて販売されており、意匠イは3条1項3号の意匠に該当する(17条1号)。

(3)甲は、意匠イについてX国特許庁に出願し、意匠イは、我が国の出願前にX国の意

匠公報に掲載されており、3条1項2号の意匠に該当する(17条1号)。

#### 2. 上記拒絶理由を回避するために留意すべき点

(1)甲は、3条1項1号及び3号の拒絶理由を回避するため、新規性喪失の例外の適

用を受ける手続を行う点に留意すべきである(4条2項、3項)。なお、証明書は、最先

の公開日であるX国の展示会への出品行為について提出すればよい。

(2)甲は、3条1項2号の拒絶理由を回避するため、X国の出願を、パリ条約による

優先権主張の基礎とし、意匠登録出願を行う点に留意すべきである(パリ4条A(1)、

パリ4条C(1)、準特43条1項及び2項)。外国公報等の公報に掲載された意匠は、

4条2項の規定の適用を受けることができない(同かつこ書)ためである。

### 【問題 I】設問(2)について

#### 1. 公知意匠との関係で生じる拒絶理由について

(1)意匠ハが甲によりウェブサイトを通じて販売されており、意匠イは3条1項1号

の意匠に該当する(17条1号)。意匠ハに類似する意匠イは、出願前に甲によりX国の

展示会に出品され、また、我が国の出願前にX国の意匠公報に掲載されており、3条1項

3号の意匠に該当する（17条1号）。（2）また、意匠イが意匠登録されることで、9条1項の拒絶理由に該当し、また、意匠ハの出願前に意匠イの意匠公報が発行されている場合は、3条1項3号の拒絶理由に該当する（17条1号）。

## 2. 上記拒絶理由を回避するために留意すべき点

上記（1）及び（2）の拒絶理由を回避するため、意匠イを本意匠とする関連意匠制度を利用する点に留意すべきである（10条1項）。これにより、9条1項の規定に関わらず登録を受けることができ（10条1項）、公知の意匠との関係で生じる拒絶理由も回避できる（10条2項）ためである。

### 【問題I】設問(3)について

丙は甲の通常実施権者であり、意匠ハを輸入する行為は甲に対しては侵害にならない（2条2項1号、23条、28条2項）。一方、意匠ハは、乙の先願登録意匠ロを利用するものであり、先願優位の原則により実施（輸入・販売）が制限されるとも考えられる（26条1項）。

しかしながら、特許権者乙が、X国において意匠ロに係るカメラをいったん譲渡した場合には、①甲との間で、意匠ロに係るカメラについて販売先なし使用地域から我が国を除外する旨の合意があり、かつ、②かかる合意が当該カメラに明示されていた場合を除き、丙に対して乙の特許権は及ばない。この場合、丙は小型カメラ付ドローンを輸入・販売することができる。

### 【問題I】について以上

### 【問題II】設問(1)について

## R 7 論文式試験模範答案例【意匠】

第三者である乙は、甲の登録意匠イに類似する意匠ロを製造しているものの、乙に正当権原及び理由等があれば、意匠権の侵害とならないため、これを主張することが考えられる（23条）。

### （1）場合Aについて

乙は、甲の意匠権に係る意匠イの意匠登録に、48条1項3号の無効理由があり、当該意匠権を行使することができないことを主張するべきである（41条で準用する特104条の3）。

甲乙間の共同開発契約には、意匠登録を受ける権利は、その意匠の創作者に帰属する旨が合意されており、また、甲は、意匠イに係る自転車Pのデザイン開発には関与していないかった。これらの事情より、同共同開発契約の解消前に乙から甲に開示された意匠イの意匠登録を受ける権利は、その創作者である乙に帰属し、甲は、意匠イについて意匠登録を受ける権利を有していないからである（3条1項柱書）。

### （2）場合Bについて

乙は、先使用による通常実施権を有することを主張すべきである（29条）。意匠イは意匠ロより先に甲が独自に創作しており、同契約中には、自転車Pに係る意匠イが完成に至っていないため、乙は甲の出願に係る意匠イの内容を知らない（29条）。

従って、甲の意匠イと乙の意匠ロとは意匠の知得の経路が異なる。また、乙は、甲の意匠イに類似する意匠ロを独自に創作している（29条）。

また、29条の「事業の準備」とは、出願時に、即時実施の意図を有しており、かつ、その即時実施の意図が客観的に認識される態様、程度において表明されていることをい

う。

乙は、甲の出願前に日本国内において丙に意匠の自転車の製造を委託しており、この行為は、事業の準備に該当すると解する（29条）。

【問題II】設問(2)について

乙は、意匠ハの意匠登録について無効審判を請求し、無効にすべき旨の審決が確定した後、意匠イについて移転登録請求（26条の2第1項、2項）を行い、丁に意匠イの実施に関するライセンス契約を締結すべきである（27条、28条）。

乙は意匠イの意匠権者として丁にライセンス契約をするには、甲の意匠権の移転請求をすべきであるが（26条の2第1項）、基礎意匠イ又は関連意匠ハの意匠権について、いずれかについて意匠権が意49条の規定により遡及消滅したものとみなされたときであれば、移転請求をすることができるからである（同条1項）。

以上

【TACからお知らせ】

7/3 19:30～ 令和7年度 弁理士論文式試験分析会 実施予定

資格の学校  
**TAC**  
弁理士

なにが 合否 を分けるのか

# 論文試験 徹底分析



令和7年度  
本試験

担当講師 松宮一也

7/3 (木) 19:30～20:30 zoom配信

論文試験の合否は、本試験特有の緊張状態の中で、初見の問題に対してどのように対処したかに左右されます。

また短答試験と違い相対評価となるため、他の受験生が「何は書いていて」「何が書けなかったのか」も重要になります。

論文本試験を熟知している松宮一也講師が、この両面から今年の論文本試験を分析します。奮ってご参加ください。

ご予約はこちらのアドレスからどうぞ。

[https://www.tac-school.co.jp/kouza\\_benrishi/sokuhou-r.html](https://www.tac-school.co.jp/kouza_benrishi/sokuhou-r.html)



**TAC**